

一遠國もて合戦亦勝て主國を忠臣才士は編て治め一格を以て代なり

一天正に比まてハ代に天下に主言判て有る云く朱平下本初なり

一敵之國に朱平下を存候事

一合戦之格昔を少くさせ候事

一士之氣味以て志をたなせし事

一朱平下を存候事

一朱平下所より御救免事

一他五孫朱平下尼歩不方なりとの元事候事

一國之開と破初候事

一旗炮

一石火矢 是ハ瀧川左近將軍奉初候事

一槍之元の名よりすわハ信長と祖又用是ハ以代に事候事

一甲有てより用是ハ長子織田信長と今川義元と三州小豆坂にて全才揃事候事

一及夕日我に有る時吹よめて候事

一及夕日我に有る時吹よめて候事

一及夕日我に有る時吹よめて候事

一及夕日我に有る時吹よめて候事

一丹波流 醫師翠竹院道三は流と開事候事

一や

一信長と信忠御殿と之士輩は御付志事候事

一せきた

一或曰事易はせきたと云事候事

一或曰事易はせきたと云事候事

一或曰事易はせきたと云事候事

一或曰事易はせきたと云事候事

お以衆

青尾九本原の 織田左衛門九子也右子息米蔵米蔵も二条討死
米蔵十四歳存分存分に活活く事なり

中津川折 後春車馬後春車馬是の傳傳後春原の程密密に之候有有は他
界の時廿八

朱那七 生浦先生浦先むこや三人の傳長傳長も子侍子侍なり
跡本有 赤鷲左衛門子侍子侍あり

万足傳世 尾州小幡尾州小幡も一一も不夫此子不夫此子也有同もて討死は時
三十一歳なり

木津傳十郎 尾州北方の浪浪も五五本も伝傳也もて討死は
二條討死

森丸 以今才お力同お坊何も本林本林も本情本情も子息元才三人も
於二條討死

補長房 佐右守

一 此は尾まつき上窓お斗初り一か天正の初泉別境の侍も小向の
通原ト云レワビスキ尾委セバウレ窓ヲ可元不不スキヤノヤ子ヲ
キリヤフ月明ヲ元レナリ

秀吉公御代之事

一 桑物 是の秀吉公大主人の馬も桑物桑物も事不自也もよりの
事なり 是よりおへてをやおしなり

一 夾箱 是の秀吉公の小姓也之に中村木綿庵助工中村木綿庵助工も侍り
一 尾形守 是の秀吉公の事

一 合之 是の合分合分なり
一 武家より用白職を知る事

- 一 遠國へは馬の時海道筋之侍を明させ舊屋を入る事
- 一 京都御幸所通名之事
- 一 茶のつき道をなぐりおすき号統極は本をひきき引て入る
- 一 法候大夫を一返りあきり因名よりゆふ事
- 一 洛中をふくし米次山に有て徳人安堵せし事
- 一 存生と肉よりわくこおくり法屋をなす事
- 一 是ハ蜂谷村おぼれ知方方を我事事之長凡ふれえをつうを
 けりしきりとのたまひき
- 一 自り神といふき法事
- 一 寺々をわく有寺町と号し洛中の中ふくなくなりし事
- 一 中野寺門跡を二よな御事
- 一 山城之役より随て取入を堀おし事
- 一 是ハ伏見と堺之取入ぬたしきり

- 一 言葉 并退治之事
- 一 一字板 是ハわらうら入有りあなり
- 一 ぬき名入 一つ上窓
- 一 是ハいかり 是ハ言葉陣有てよりなり
- 一 國守と屋中 是ハ事之大臣子妻于大坂伏見よりひきし事
- 一 一たいうす門徒は籠籠をきて有き道具緋布多くは石上事
- 一 一才完と云名事
- 一 関白事と事 是ハ清子号と洛中を車めて居りわらうら夫の事
- 一 掛生害事
- 一 一と十六余川検地之事
- 一 一宮地山めて能之事
- 一 一遠政と事 陣と女房とを具事

一日午用 以年名職と云て公儀に於ける内田富ヲ持等シテ檢地
ヲシ悉クハキ元金銀ノ分銅ニシタニテ事ハ名職ヲ昔ハ持シ人
老ニテモ是ニテ世ヲ樂ミ終ラント思シ故無欲ニ有テテノ氣味
自然ニキレイニ侍リシ今ハ此畠岳之故老ヲハ金銀ヨリ外ハ身
ヲ樂ミニキスキト高下共ニ思ニ依テ人ニハキ出来人カラ自
然ニアシク成下リ也

おのん

増田不傳才尉

尾田比治才尉

尾木不飛木將

原庄才

香巻才

秀次公彦代之内

一諺抄

一立山聯句之令再興之事

一たゞ物種ノ之仕居ノ事

まゝ江左を胴取ぬる事

是ハ小池傳流才流を秀次公ハ小姓小川信次付之てより小
工夫ナリ此小池ハ東本庄中城古伝たよりたり物の上子なり也
伝書古及信少て抱へられなりなり物之盤觸ハ安養寺ハ
聖才と云レ之の能刀と求めり之を以て之を思ひ人を
野ノ埋レを教入堀部一切て足る刀を持て外を以て之を
一ひ之の山ハ教生禁断ニ絶めて院之所所法中院云云ノ麻將ノ事

おのん

熊本木原亮

栗池才

柏井中務才

末由斎房

末川為才

幸康云彦代之事

一東鑑云一まあと世々知事

一武平ノ字又をヤバ不事

- 一金之小判因を歩
- 一糸粒をみの(所)
- 一米穀を正なる事
- 一銀山をやりお事
- 一太平記之評判

但し書ハ寺汰志摩書九列之任人存和律主ヨ記付シ法異法下
大應院ヨ附与多クヨリ廣ク事

- 一かふさおとく
- 一小小姓之肉を思用ひ足立大才ヨ可也事

柳永式部不概 伊丹兵部不將守

不傳他純評曰はみ人を元立移ひハ元是は是の中ニ害の
種胎ニシク或同所以何對曰後世は格を足クハ小小姓之
肉甚心寵シ後莫太ニ知行をモ一國政をも任セム

人令言をハき世間此さま知るやうに足へて侮らる事
有ハ人はおひハ國を乱レ毒虫なり

- 一遠更勝きヨる臣を元立諫儀又ヨ用ひ万事を臣と格評議

評曰千々作度也是也人第一事欲也ハ廣大なる思慮
多ク也恨ハ侮らる事

一天下多目と合我ヨ打勝て右傍事とのを必まヨ一侍りて舊臣
之内一人も守ヨ一信ハさヨ一なり作部不概乱ヨ二十餘年
を経て寛永十年事康生海上諸事ヨ一て涌井深波ヨ一若狭心
を恩給ヨ一のいさま是法尚平と臣初て必守ヨ第一なる中用依度
すハ小田系ヨ一はか塔ヨ一て六万石賜之即平必探代也のハハ
まハ肉院ヨ一ハ國群ヨ一となり人遠更厚ヨ一ハ因テ
諫議大夫ヨ用ひハ一移ひヨ一後打修ヨ一ハ井木吹助ヨ一亦ハ

大又小田以りして孫天下泰平也以後代有(きり)

一寺所之東豐茂川此流を多く形を立事

一風袋を越る可なるハ扇蓋号

一毛味ハ武士居多を以て居事

一たし一久まて知行刻し

お政元

平田佐州 井伊共少 左三木和子 後友在事布

龜本永仁 茶本中布 十中本本布

秀忠云所代之内

一 二条之御城に寛永三年 行幸有之と代稀なる花簾母有なり

一 橋本 親王事大屋事之居不流江戸ハ以て是事ハ以下向有ま不

云流云事流因法門跡之居事ハ初めより以下向有なり

寛永九年午事之改政方

一 法大各元並ま次之中ハ寛永十年金取多事ハ下り十六万枚不

一 法旗中元ハ小少なる元八百人斗ハ以て坊と下りなり一及ハ三

十万不取なり

一 江戸東廟山ハ先聖殿建とて二月八中ハ釋菜の祭民部公法

通春末生執行

一 叡山 根中中堂 大講堂 高野山 大塔 念恩院坊上

一 聖孝養之由ハ造登教 作付

一 年中之所人 聖子五ハ月 以て是物但一寛永十年 以上

一 以て是物ハ

一 大坂 堺 奉良三ヶ所ハ地子永代以救免時左同

一 江戸所人中ハと限子數ハ 法恩給

一 法善代事之内貧窮者一 面ハあハ是之のよて小判ハ取付